



# 大根占

あお      ね      いめ

平成6年  
2月  
第493号



第7回

大根占だいこんジョギング大会

(5ページに関連記事)

# 住民税申告書の受付が始まります。

2月15日(火)～3月8日(火)

今年も二月十五日から町内各所で住民税の申告相談を開きます。申告の準備はもうお済みですか。今回は税の申告制度又は申告の際準備するものなど申告の基礎知識について紹介します。税金はみんなで負担しあう社会共通の経費です。期限を守って正しく申告して下さい。

## 申告相談とは

申告とは辞書を引くと「一定の事実を役所などに申し出ること」とあります。この意味のとおり税の申告は自主申告が原則です。便宜上、税務課職員が記入する場合がほとんどですが、それも皆さんが口頭で申告した「事実」です。申告相談とは文字どおり税務署又は税務課職員が申告についての質問に答えたり、申告書作成の手伝いをする事です。

## 確定申告とは

今年も四ページの表のとおりの日程で申告相談を行います。表中、三月一日、二、三日は確定申告者が対象となっていますが、この確定申告とはどういうものでしょうか。

両者の主な違いは次の二点です。  
①提出先が違う  
確定申告書も町税務課職員が相談を受ける場合がありますが、それも含め全て税務署へ送られます。  
②確定申告書には税額も記入する。

確定申告書には所得、所得控除及び所得税額も計算し記入しますが、住民税の申告書には税額を記入する欄はありません。住民税と国保税の税率は申告相談時に決定してないからです。



## 確定申告の義務

昨年、確定申告書を提出した人などは税務署から申告書が送付されますが、確定申告書を提出すべき人はあらかじめ決まっている訳ではありません。前年中の所得が所得控除額を上回る人は全て確定申告書を提出して所得税を納めなければなりません。

それ以外の人でも確定申告書の提出を義務づけられる場合がありますが、その場合は申告相談時に税務課職員がアドバイスします。

それ以外の人には住民税の申告をしていますが、所得の算出などは確定申告の場合とほとんど同じ方法で行われます。

## 所得の算出方法

まず給与所得者や国民年金・退職年金など公的年金所得者は、所得を算出する際は算出表や算出式を用います。収入金額をその表や式にあてはめて所得金額を決定します。

一方、それ以外の営業などの所得者は、収入(売上げ)から経費を引いて所得を算出します。したがって申告時には帳簿や売上書など収入と経費の根拠となる資料が必要です。また、農業所得者は作物ごとに収入金に所得率を乗じて所得を算出します。収入金額のわかる売買仕切書、出荷証明書、預金通帳などを提示して下さい。なお水稲については従来どおり、面積で所得を算出する方法です。

また経営規模が大きく収入金が多額の場合は、営業などと同じく収支計算(収入金から実際の必要経費を差し引く方法)による申告が必要になります。

## 住民税の申告

それではどのような人が住民税の申告をしなければいけないのでしょうか。

まず平成六年一月一日現在大根占町に住所がある人です。それ以降に転入された人は前住所地の役所で申告して下さい。

## 所得控除

給与所得者で、給与だけの所得で支払者から給与支払報告書の提出があった人は申告の必要はありません。しかし給与以外に、農業など他の所得がある人は申告しなければなりません。(他の所得が二十万円を越える人は所得税の確定申告が必要です。)

また国民年金、退職年金など公的年金だけの人も申告は不要ですが、他に所得がある人や社会保険、生命保険、損害保険料の所得控除などを受けようとする人は申告が必要です。

ます。

住民税は町、県ともに均等割額と所得割額からなっており、均等割額は町が千五百円、県が七百円(平成五年度)と定額になっており、定められた金額以上の所得がある人に課税されます。その金額とは扶養親族の数によって変わり扶養が多ければ均等割も非課税という場合があります。

つまり均等割額の算定には所得控除などの計算は関係ないということです。

## 国保税の算出

一方、国民健康保険税は所得割、資産割、平等割、均等割の四つを合算して税額を決定しますが、今回の申告によって決まるのは所得割です。

国保税の算定方法は住民税とは異なり、住民税の所得控除にあたるものは基礎控除だけです。

このように、申告された所得は住民税、国保税の算定に使われます。

## ご協力お願いします。

川越和夫税務課長

昨年は台風等大きな災害が襲い、本町の基幹産業である農業を中心に各方面で甚大な被害を受けました。被災者の方々には心からお見舞い申し上げます。

さて今年も申告受付の時期となりました。ここ数年、国の税政改革の流れを受け、各種税法も相次いで改正されました。現在、申告といいますがその内容、形態は年々複雑さを増しています。

私たち税務課職員も住民の方々の申告、納税に対する一層のご理解を得られるよう、町税のみならず国、県税についても適切な相談が行えるよう努めております。

皆さんの御協力をお願いいたします。



# 寒風をつき654人のランナーが疾走



▲1、2、1、2、準備体操



▲各選手一斉にスタート



▲やっとゴール

1月15日、宿利原校区で大根占だいこんジョギング大会が行われました。今年で7回目になるこの大会は、町内外から654人のランナーが3K、5K、10Kの3コースにチャレンジしました。沿道にも校区の方々が大勢応援に並びにぎやかな大会になりました。



▲ふー疲れた



▲チビっ子ランナーも力走



▲10Kのコースには力水が



▲うどんコーナーは大盛況

## 入浴の効果

### 保健婦だより

今年に入り、少しずつ寒さも増し、鹿児島島のシンボル桜島もうっすら雪化粧をした日もありましたね。気温が低くなると、自然に筋肉の緊張が高まり、背中を丸め、肩をすくめてしまします。加えて運動不足となると、体内の血液循環も悪く、肩こり、腰痛といった症状が現われてきます。このような一種の筋肉の疲れをとるには、ストレッチ運動やマッサージが一番ですが、入浴にも血行をよくしたり、筋肉の緊張を柔らげる効果があるのです。一日の仕事を終えて湯につかった後は、身も心もリラックスするのがその証拠です。

入浴の四大健康効果

- 1、温まることで血行をよくし、新陳代謝を促す。
- 2、体の筋肉は浮力によって緊張から開放され、痛みが柔らぐ。
- 3、水圧によって静脈の血液が心臓に戻るのを助ける。
- 4、お湯の中で体を動かすと抵抗が加わり、筋肉が鍛えられ、運動効果が大きい。
- 5、といった効果があります。

しかし、効果を期待しすぎて、体調を考えると、無理な入浴をするのは危険です。入浴を「疲労回復剤」として上手に役立てるためには次のことを心掛けましょう。

- 1、食前一時間以上前に入る。
- 2、食後すぐは避ける。
- 3、飲酒直後の入浴は避ける。
- 4、血圧の高い人は、ぬるめの湯に入る。
- 5、ザブンはダメ。ゆっくり入る。

以上のことに注意しながら、この寒い冬を元気に過ごしましょう。



## 平成5年分 申告相談日程表

| 期 日      | 時 間            | 対 象 区 名      | 場 所              |
|----------|----------------|--------------|------------------|
| 2月15日(火) | 午前 9 時 ～ 12 時  | 弓場下、鳥井戸一区、二区 | 中央公民館<br>一 階 和 室 |
|          | 午後 1 時 ～ 4 時   | 麓、鳥井戸三区      |                  |
| 16日(水)   | 午前 9 時 ～ 12 時  | 神之浜一区、二区、旭町  | 瀬戸山公民館           |
|          | 午後 1 時 ～ 4 時   | 本町、京町、栄町     |                  |
| 17日(木)   | 午前9時30分～11時30分 | 瀬戸山、六反田、山添   | 城元研修館            |
|          | 午後 1 時30分～ 4 時 | 中園、宮脇、上之宇都   | 大橋公民館            |
| 18日(金)   | 午前9時30分～11時30分 | 木場、大橋上、下     | 木原公民館            |
|          | 午後 1 時30分～ 4 時 | 木原、寺前、山之口、中西 | 笹原公民館            |
| 21日(月)   | 午前9時30分～11時30分 | 松坂、毛下、笹原、老崎  | 塩屋公民館            |
|          | 午後1時30分～3時30分  | 塩屋、城ヶ崎       | 半下石公民館           |
| 22日(火)   | 午前9時30分～午後2時   | 半下石          | 段中野公民館           |
|          | 午後 3 時 ～ 4 時   | 段中野          |                  |
| 23日(水)   | 午前 9 時30分～12時  | 川南、白井、安水     | 川南公民館            |
|          | 午後 1 時 ～ 3 時   | 川北、大久保、馬場中原  |                  |
| 24日(木)   | 午前 9 時30分～12時  | 落河、岩元        | 大尾公民館            |
|          | 午後 1 時 ～ 3 時   | 大尾、才原        |                  |
| 25日(金)   | 午前 9 時30分～12時  | 笑喜上、下、協和、命苦  | 農村婦人の家           |
|          | 午後 1 時 ～ 3 時   | 宿利原、牧原       |                  |
| 28日(月)   | 午前 9 時30分～12時  | 神川上          | 神川上公民館           |
|          | 午後 1 時30分～ 4 時 | 神川中、神川新町     | 神川地区公民館          |
| 3月1日(火)  | 午前 9 時 ～ 12 時  | 確定申告者        | 役場3階会議室          |
| 2日(水)    | 午後 1 時 ～ 4 時   |              |                  |
| 3日(木)    |                |              |                  |
| 4日(金)    | 午前9時30分～午後1時   | 皆倉           | 皆倉公民館            |
|          | 午後 2 時 ～ 4 時   | 桜原           | 桜原公民館            |
| 7日(月)    | 午前9時30分～午後1時   | 鳥浜、神川城       | 鳥浜公民館            |
|          | 午後 2 時 ～ 4 時   | 神川中原         | 神川中原公民館          |
| 8日(火)    | 午前9時30分～10時30分 | 厚ヶ瀬          | 厚ヶ瀬公民館           |

### 申告に必要なもの

申告相談の際に持参する物は次のようなものです。

- ①印鑑
- ②保険証
- ③源泉徴収票または賃金支払報告書(給与所得の人)
- ④公的年金を受けている人は、公的年金源泉徴収票
- ⑤収入金額のわかるもの(売買切書や売上書または帳簿など)
- ⑥経費のわかるもの(営業所得者の人)
- ⑦社会保険料控除、生命保険料控除及び損害保険料控除
- ⑧医療費控除を受けようとする人は、平成5年中に支払った医療費の領収書または支払証明書
- ⑨身体障害者、戦傷病者の人
- ⑩土地、家屋、立木などを売却された人は売買契約書

### 日程どおりの会場に

申告相談へはできるだけ指定された日にお越し下さい。指定日以外に申告に出向きますと長時間お待たせすることがあります。やむを得ず他の会場で受けられる場合は、前日までに役場税務課までご一報下さい。

また申告書の受付期間は三月十五日までです。なお三月八日までは役場税務課での申告受付は行いませんので注意して下さい。なお申告書は各会場に税務課から持って行きますので会場受付にて保険証を提示して下さい。

これまで述べた以外にも、住宅取得控除など所得税が還付になるケースや他にもいろんな申告があります。申告や受付について不明な点は次にお問合せ下さい。

【所得税】 鹿屋税務署

〇九九四一四一三三三三

【住民税】 役場税務課二〇五二一

**フ オ ト**  
**ニ ュ**  
**ー**  
**ス**

身近な情報を  
役場広報係へ  
☎ 2-0511

## 一〇七名が集い成人式



▲118人が大人の仲間入り

一月三日、町中央公民館で成人式が行われました。今年には町内で百十八名が成人を迎えましたが、会場は百七人の新成人とそれを祝う来賓の方々に埋まりました。式では新成人に多くの励ましの言葉が寄せられ、中村三勇士町長も式辞の中で「夢と希望と勇気を持って新しい歴史を築いて下さい」と激励しました。

一月六日、新春恒例の町消防団出初式が大根占中学校グラウンドで行われました。街頭パレードに引き続き行われた放水訓練や小隊訓練等に規律整然とした勇姿が見られました。また今年には法輪保育園の幼年消防クラブも参加し、可愛い鼓笛演奏を披露した後、「火遊びはしません」「火遊びはしません」など誓いの言葉を発表しました。



▲先生やお母さんの言うことを守ります

## わたしたち火遊びしません



## 連凧づくりに挑戦

1月9日、町中央公民館で凧づくり講習会が行われ親子連れなど約30名が参加しました。県凧の会会長の原田貞雄さんを講師に連凧づくりに挑戦しましたが、全員きれいに見事な凧を完成させました。午後からは町運動公園で約130名が参加し凧揚げ大会が行われましたが、風が弱く参加者たちは凧揚げに四苦八苦の様子でした。

## 歌の贈り物にニッコリ



▲上手な歌をありがとう  
一月三日、愛知県在住のレコード歌手の池田愛子さんが錦江園を訪問しました。池田さんは水口俊夫さん（瀬戸山区）の孫にあたり、鹿児島市での仕事の合間に立ち寄ったものです。園のお年寄りたちもプロの素晴らしい歌声に皆聞き入っていました。

## 県内各地から一五七チーム



一月十六日、町運動公園で県ゲートボール協会主催の新春打ち初めゲートボール大会が行われました。大会には西之表市や中種子町などを含む県内各地から百五十七チーム、九百人近い選手が出場しました。町内からも多数参加し、各コートで熱戦を展開していました。

## サンタクロースがやって来た。

昨年の十二月十七日、町内の幼稚園、保育園にサンタクロースが現れました。これは商工会青年部が毎年行っているもので、大根占幼稚園でもサンタが登場すると園児たちから大きな歓声が上がりました。園児からは「どうしてトナカイじゃなくて自動車で来たの？」など難しい質問も飛び出しサンタも回答に苦心していました。用意したプレゼントはサンタから園児一人一人に手渡されました。



▲サンタさんプレゼントありがとう

## 今年こそは豊作に

一月十四日、大根占町の葉たばこの種まきが木原上の育苗ハウスで行われました。本町の耕作面積は百四十六ヘクタールで県内でも有数の産地です。この日は中村三勇士町長らも出席して耕作者と「今年こそ豊作でありまよう」と願いを込めて種をまきました。



## 文芸短詩

口ずさむ詩を英語にてスラッと書く  
若やぐ顔に94歳の友  
94歳翁長寿の秘訣 Oh Wind!  
If Winter Comes Can Spring Befar Behind  
冬 来タリナバ 春 牛飼 更子

## 俳句

合羽着る出掛けの辛さ冬の雨  
初春や心は軽し酒のよひ  
雨の暮れ男の美学首相逝く  
女生徒の夢語り居り冬休  
混むバスにかけこむ肩に寒の雨  
しきり鳴く笛子に暫し筆をおき  
懐手風に追われて行く家路  
何処となく家のひしめき寒に入る  
落葉散る窓辺の席の英会話  
音もなく敷石ぬらし冬の雨

木下 ツル  
蓑田 栄  
山下 良治  
木下 輝夫  
坂元 満香  
上久保 睦  
原田つる代  
中村 尚幸  
逆瀬川綾子  
馬込 八重

みんなの窓

戸籍に関する情報は  
ホームページ上では  
掲載していません

本の散歩道

「育児パパの意気地なし」  
父親はひかり

母親はひかり  
親は子供たちの前に手を出し、足をつっぱり子供たちと共に人間として成長しつづけ



(著者) 上寺久雄  
(出版社) 黎明書房

なければならぬ。父親は「ひかり」を照射し、母親は「におい」を家庭のすみずみに浸透させ、親子ともども親子道に生きよう。

「日本のゴミ」  
豊かさの中でモノたちは、廃車、古着、廃乾電池、古紙、建廃、残飯、ペットの死骸、そして核のゴミ。三K労働といわれるゴミ処



(著者) 佐野真一  
(出版社) 講談社

分の分野がもはや外国人労働者なしでは成り立たなくなっている現実をあらためて思い知らされることになるゴミ問題をテーマに環境を取り上げた本。

各種の善意

香典返し寄付金名簿

遺族 故人 区 名

吉山 博 藤 己 島井 区

上玉利ツギ 武志 落 河

川邊 タチ 盛康 麓

安水三恵子 邑義 安 水

宇都武夫 ミチエ 木 原

有馬ヨミ子 正美 木 場

広報紙送付謝礼

大阪府の浜崎安子さん

大阪府の小野川仲子さん

神奈川県の橋本真吏子さん

大阪府の川越盛雄さん

大阪府の植慶一郎さん

愛知県の下村佳江さん

鹿屋市の假屋かおりさん

指宿市の小川美智子さん

福岡県の大野由香里さん

大阪府の日渡清重さん

以上の皆さんから寄付をいただきました。

ありがとうございます。

|       |     |    |                                                |                                  |                                                |
|-------|-----|----|------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------|
| 3/7   | 3/1 | 23 | 21                                             | 18                               | 14                                             |
| 月     | 火   | 火  | 月                                              | 金                                | 月                                              |
| 中央公民館 |     |    | 健康相談<br>午前9時～<br>老人福祉センター<br>午後1時30分～<br>池田診療所 | ドレミの会(機能訓練)<br>午後1時～<br>老人福祉センター | 健康相談<br>午前9時～<br>神川地区公民館<br>午後1時30分～<br>農村婦人の家 |

2月の行事予定

人口(2月1日)現在

|            |        |
|------------|--------|
| 男          | 3,888人 |
| 女          | 4,433人 |
| 計          | 8,321人 |
| 1月1日から10人減 |        |
| 世帯数        | 2,931戸 |

薬物乱用のない  
明るい町づくり

覚せい剤等薬物乱用の恐ろしさは、乱用者の精神、身体障害だけではなく家庭内暴力や幻覚などによる殺人、放火、交通事故など他人を巻き起こしています。

県内でも重傷交通事故などが発生していますので覚せい剤等の乱用事犯に無関心でいることは危険なことです。

事例の中には覚せい剤などに全く関心のない人が「疲れたとれる薬です」と勧められそれをうのみにして注射し、急に幻覚や恐怖感に襲われ警察に助けを求めてきたという事件もあります。

このように覚せい剤などの魔の手は、皆さんの身近な所に忍び寄っているのです。

警察では、このような薬物追放のために県民の皆さんの協力を呼び掛け明るい街づくりに取り組んでいます。

薬物に関する相談、情報は  
大根占警察署にご連絡下さい。

安い掛金大きな保障  
1円保険

今年も交通災害共済(1円保険)の加入受付を、二月十五日から住民税申告相談会場で行います。

この交通災害共済は、一日約1円、年間三百六十円の安い掛金で、交通事故でケガをされた方に最高百万円(死亡の場合)まで見舞金をお支払いするものです。

申告会場以外に役場総務課

でも受付しますので、ぜひ加入して下さい。  
なお、今年四月に小学校に入学する児童は、役場で加入します。



恩給欠格者・引揚者の皆様へ——請求はもうお済みですか

総理府の認可法人である平和祈念事業特別基金では、恩給欠格者(外地勤務の経験があり、加算を含めた在職年3年以上の方)に、内閣総理大臣名の書状・銀杯などを贈呈しております。

また、同じく引揚者(先の大戦の終戦に伴い、本邦以外の地域から引き揚げてきた方のうち、昭和42年法律第114号による特別交付金を受けた方)に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

現在まで、多くの方から請求を受けておりますが、まだ未請求の方は右記あてまで請求してください。

請求先

平和祈念事業特別基金業務第1課  
〒112 東京都文京区大塚5-3-13  
☎03-3945-4704

なお、請求書類は、役場福祉係の窓口にも置いてあります。



## 今月の画廊

題名 秋の夕暮れ

作者 長濱登美子（京町）



## 相談されましたか児童関係手当

母子家庭や心身に障害のある児童を養育している方に対しては、児童関係の手当が支給されることになっております。

次の手当に該当すると思われる方、詳しい内容をお知りになりたい方は、住民課福祉係までご相談ください。

### ○児童扶養手当

母子家庭（離婚・死別・生死不明・未婚の母子など）またはそれに準ずる家庭（父親が障害・遺棄・拘禁など）で18歳未満の児童（重度の障害のある場合は、20歳未満）を養育している母親、または母親に代わってその児童を養育している方に対して、支給される手当です。

ただし、昭和60年8月以降に手当を受けられる要件に該当するようになった方は、5年を経過すると手当の請求ができなくなることもあります。

### ○特別児童扶養手当

20歳未満で、精神または身体に障害のある児童（概ね身体障害者手帳の2級以上）を養育している方に対して支給される手当です。

## 身体障害者等巡回相談判定

県身体障害者更生相談所では身体障害者等巡回相談判定を行います。

これは満18歳以上の身体障害者に対してあらゆる相談に応じ、医学的判定と補装具の処方や適合判定、または更生、援護の助言、指導を行うものです。

日時、実施内容等は次のとおりです。

【日時】 2月22日(火) 町中央公民館

受付10:00～12:00

### 【実施内容】

- (1)身体障害者に関する相談、助言指導
- (2)義肢、装具、車椅子、補聴器等補装具の処方及び適合判定

【診療科目】 整形外科、耳鼻咽喉科ただし整形外科は障害者手帳等診断書作成のための診察は除く

詳しくは役場住民課福祉係にお問い合わせ下さい。

今年四月に高校、専門学校、大学などに進学予定の学生をもつ方々は、生活福祉資金（修学資金）の融資を受けることができます。

融資希望の方は地区民生員か町福祉協議会にお問い合わせ下さい。

なお貸付の対象となる世帯は、原則としておおむね町民税非課税世帯（均等割額以下）です。

## 生活福祉資金

### （修学資金）の

### 申し込み

## 2・3月の当番医

| 月 日   | 当 番 医 院       | 場 所 | 電話番号   |
|-------|---------------|-----|--------|
| 2月11日 | 黒 木 医 院       | 佐多町 | 6-0013 |
| 2月13日 | 津 崎 医 院       | 根占町 | 4-2153 |
| 2月20日 | 二 川 内 科 胃 腸 科 | 木場区 | 2-2033 |
| 2月27日 | 濱 畑 医 院       | 田代町 | 5-2130 |
| 3月6日  | 城 西 胃 腸 科 外 科 | 根占町 | 4-2977 |

## 編集室から

取材に行くとき必ず皆さんに「ありがとう」と声をかけていただきます。カメラを向けると、ほとんどのの方が笑顔で応えてくれます。足が重くなりがちな休日取材も、こんな一言や笑顔で足よりも軽やかに変わり、紙面を飾る見出しが頭をよぎったりします。

そのルンルン気分が原稿の締切日近くになると一変します。誌面の都合でどうしても載せられない記事が毎回あるのです。「ボツにしてごめんなさい」と謝りながら、掲載記事の原稿作成に頭をいためます。まさにダブルショックです。

できるだけ多くの話題、お知らせを載せるよう頑張ります。今後も身近な出来事、情報がありましたら広報までお知らせ下さい。

### 発行

鹿児島県肝属郡大根占町

城元九六三

大根占町役場総務課

☎ 09942②0511